

意見書案第 2 号

中山間地域等直接支払交付金制度の継続について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 21 年 3 月 23 日提出

議会運営委員会
委員長 鎌 田 誠

中山間地域等直接支払交付金制度の継続に関する意見書

中山間地域等直接支払交付金制度については、農業生産条件が不利な地域において、農業生産及び多面的機能の維持を図ることを目的に、平成12年度より、5カ年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで新たな5カ年対策として実施されている。

北海道においては、本制度の実施により、①耕作放棄地の発生防止、②集落・地域活動の活性化、③国土保全等の多面的機能の維持、④生産性・収益向上等に、大きな成果を発揮しているが、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障を来すことが懸念される。

については、平成22年度以降の中山間地域等直接支払交付金制度の継続に向け、下記について求める。

記

- 1 北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等を図るため、平成22年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払交付金制度を堅持・継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

岩見沢市議会

提 出 先

内閣総理大臣

農林水産大臣